

# 周南市国民保護計画

令和6年6月

周　　南　　市

# 目 次

<b>第1編 総 論 .....</b>	<b>1</b>
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 .....</b>	<b>1</b>
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ .....	1
2 市国民保護計画の構成 .....	1
3 用語の意義 .....	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続 .....	4
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針 .....</b>	<b>5</b>
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 .....</b>	<b>7</b>
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴 .....</b>	<b>9</b>
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 .....</b>	<b>12</b>
1 武力攻撃事態 .....	12
2 緊急対処事態 .....	14
 <b>第2編 平素からの備えや予防 .....</b>	<b>15</b>
<b>第1章 組織・体制の整備等 .....</b>	<b>15</b>
<b>第1 市における組織・体制の整備 .....</b>	<b>15</b>
1 市の各部局における平素の業務 .....	15
2 市職員の収集基準等 .....	16
3 消防機関の体制 .....	18
4 国民の権利利益の救済に係る手続等 .....	19
<b>第2 関係機関との連携体制の整備 .....</b>	<b>21</b>
1 基本的考え方 .....	21
2 県との連携 .....	21
3 近接市町との連携 .....	22
4 指定公共機関等との連携 .....	22
5 ボランティア団体等に対する支援 .....	23
<b>第3 通信の確保 .....</b>	<b>24</b>
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備 .....</b>	<b>26</b>
1 基本的考え方 .....	26
2 警報等の伝達に必要な準備 .....	26
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 .....	27
4 被災情報の収集・報告に必要な準備 .....	28
<b>第5 研修及び訓練 .....</b>	<b>30</b>
1 研修 .....	30
2 訓練 .....	30

<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	32
1 避難に関する基本的事項	32
2 避難実施要領のパターンの作成	33
3 救援に関する基本的事項	33
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5 避難施設の指定への協力	35
6 生活関連等施設の把握等	36
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	37
1 市における備蓄	37
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	37
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	39
1 国民保護措置に関する啓発	39
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	40
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	40
1 市緊急事態連絡室（仮称）の設置及び初動措置	40
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	43
1 市対策本部の設置	43
2 通信の確保	61
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	62
1 国・県の対策本部との連携	62
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	62
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	63
4 他の市長等に対する応援の要求、事務の委託	63
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	64
6 市の行う応援等	64
7 ボランティア団体等に対する支援等	64
8 住民への協力要請	65
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	66
<b>第1 警報の伝達等</b>	66
1 警報の内容の伝達等	66
2 警報の内容の伝達方法	67
3 緊急通報の伝達及び通知	68
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	69
1 避難の指示の通知・伝達	69
2 避難実施要領の策定	69
3 避難住民の誘導	71

<b>第5章 救援</b>	80
1 救援の実施	80
2 関係機関との連携	80
3 救援の内容	81
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	82
1 安否情報の収集	83
2 県に対する報告	83
3 安否情報の照会に対する回答	83
4 日本赤十字社に対する協力	84
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	85
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>	85
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	85
2 武力攻撃災害の兆候の通報	85
<b>第2 応急措置等</b>	86
1 退避の指示	86
2 警戒区域の設定	87
3 応急公用負担等	88
4 消防に関する措置等	88
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	91
1 生活関連等施設の安全確保	91
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	91
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	92
<b>第4 NBC攻撃による災害への対処</b>	93
1 NBC攻撃による災害への対処	93
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	96
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	97
1 保健衛生の確保	97
2 廃棄物の処理	98
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	99
1 生活関連物資等の価格安定	99
2 避難住民等の生活安定等	99
3 生活基盤等の確保	99
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	100
<b>第4編 復旧等</b>	102
<b>第1章 応急の復旧</b>	102
1 基本的考え方	102
2 公共的施設の応急の復旧	102
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	103

<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	104
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	104
2　損失補償及び損害補償	104
3　総合調整及び指示に係る損失の補填	104
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	105
1　緊急対処事態	105
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達	105
<b>資料編</b>	別冊